

# 訪問看護ステーションの皆様へ 重要なお知らせ

訪問看護療養費の **訪問看護管理療養費 1** または **2** を算定するには  
**全ての事業所が 令和6年7月1日までに 地方厚生局に届出が必要**です

**注意**



- ✓ 届出がお済みでない事業所は、7月1日までに必ず、施設基準の届出を行ってください
- ✓ 令和6年9月30日までは、訪問看護管理療養費 1 の基準を満たさない場合も、基準に該当するとみなす経過措置がありますが、**当該経過措置に該当する場合も、施設基準の届出は必要です。**



5月	6月	7月	8月	9月	10月～	
施設基準届出期間						
経過措置期間						
全事業所で 1または2を 届出	訪問看護管理療養費 1 (すでに管理療養費 1 の基準を満たしている場合)					
	訪問看護管理療養費 1 (経過措置対象) (管理療養費 1 の施設基準を満たしていない場合)				管理療養費 1 の基準を満たし、引き続き 1 を算定する場合は利用者数等の実績を記載した上で <b>10月1日までに管理療養費 1 の届出が必要</b>	
						経過措置終了時点で、管理療養費 1 の基準を満たさない事業所は、 <b>10月1日までに管理療養費 2 の届出が必要</b>
	訪問看護管理療養費 2					

※既に管理療養費 2 を届出済で、経過措置期間内に管理療養費 1 を届け出たい場合は、地方厚生局に変更申請を行ってください

お問合せは所管の地方厚生局へ

令和6年5月28日発出事務連絡

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001257896.pdf>

